

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東御市長 花岡 利夫

市町村名 (市町村コード)	東御市 (202193)
地域名 (地域内農業集落名)	滋野地区 ( 赤岩、片羽、桜井、大石、中屋敷、別府、原口、聖 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

滋野地区の対象農地は合計210haであり、内訳は田129ha、畑81haとなっている。

#### 赤岩・片羽・桜井地区

既存の担い手がいるため農地の集積は可能だが、担い手の高齢化が進んできている。

#### 中屋敷・大石地区

畑地の内、果樹農地や一部の水田農地は既存の担い手で集積可能だが、担い手の高齢化が進んできている。多くの畑地は、担い手が不足している。また、中屋敷地区のぶどう共同防除に使用している農薬調合槽において、老朽化が進行してきており更新が必要になっている。

#### 原口・別府地区

水田農地は、既存の担い手で集積可能。畑地については、担い手が不足している。

#### 聖地区

畑地の担い手が不足している。周辺農地の山林化が進んでいることから今後は、守るべき農地を明確にしていく必要がある。

#### 全体

水田農地は、担い手を確保できている地区が多く、引き続き集積を進める。狭小や不整形な畑地は、非効率であること、高齢化や後継者不足等により、今後荒廃する可能性がある。

新たな担い手の確保や財源の確保は出来ていないが、圃場整備を行う必要がある。

(全体 164経営体 内訳:法人・組合他15経営体、個人149経営体)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・滋野地区は、水稻と生食ぶどうが主要作物となっている。

・中屋敷区では、生食ぶどうの共同防除が行われており、農業者同士の連携がなされている。今後も、共同防除を継続していく。

・中屋敷、大石地区では、継続困難な畑地については果樹への転換を促していく。

・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出るよう集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現状担い手が耕作している農地及び地域計画の協議の場による話し合いの結果に基づき設定。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域のニーズを踏まえた基盤整備(農道・水路の補修・農薬調合槽)に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市や上田農業農村支援センター、信州うえだ農業協同組合等が連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 信州うえだ農業協同の受託部会による農作業委託が行われている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策  
有害鳥獣被害については、市の補助金を活用し電気柵・防除柵設置を進める。
- ②有機・減農薬・減肥料  
水稻農家が減農薬栽培に取り組んでいる。また、有機JASに取り組む担い手がいる。
- ③スマート農業  
担い手における省力化やコスト低減を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ⑤果樹等  
中屋敷区を中心にぶどう団地化を進める。
- ⑦保全・管理等  
中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑨耕畜連携等  
東御市の堆肥補助事業の活用により耕畜連携が進められている。
- ⑩その他  
ぶどうの集団化の一環として法人化を検討していく。